

森町告示 第 1 0 2 号

このたび森町の一部を受益地域とする土地改良（駒ヶ岳地区（農業用排水施設））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 85 条の 2 第 2 項の規定による公告をしたいので、法第 85 条の 2 第 5 項において準用する法第 85 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 85 条の 2 第 5 項において準用する法第 85 条第 7 項の規定により、意見書を提出してください。なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 7 年 9 月 10 日

申請人 住所 茅部郡森町字御幸町 144 番地 1
氏名 森町長 岡嶋 康輔

1 縦覧について

（1）関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

（2）縦覧期間

令和 7 年 9 月 10 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

（3）縦覧場所

森町役場農林課及び森町公式ウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

nourin@town.hokkaido-mori.lg.jp

（2）意見書の提出期限

令和 7 年 9 月 30 日（必着）

（3）意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があると同時に、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、森町農林課土地改良係までお問い合わせください。